

作成日: 2008年 6月 22日

改訂日: 2014年 11月 20日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称(製品名): **KANEKA TELALLOY A-15**  
 会社名: 株式会社 カネカ  
 本社所在地: 東京都港区赤坂1丁目12番32号(アーク森ビル)  
 担当部門: 高機能性樹脂事業部  
 電話番号/FAX 番号: TEL:03-5574-8030 FAX:03-5574-8128  
 緊急連絡先: 高砂工業所 特殊樹脂製造部 特殊樹脂一課  
 電話番号: 079-445-2069  
 推奨用途及び使用上の制限: 塩化ビニル樹脂用耐熱性向上剤等  
 整理番号: A-15-08

### 2. 危険有害性の要約

GHS 分類: 記載がない危険有害性は「分類対象外」「分類できない」「区分外」。  
 <健康に関する有害性>  
 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4  
 発がん性 区分2  
 特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露) 区分2(中枢神経系)  
 特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露) 区分2(呼吸器, 神経系, 血液系, 肝臓)  
 <環境に対する有害性>  
 水生環境急性有害性 区分3

#### ラベル要素:

絵表示



警告

注意喚起語  
危険有害性情報

H332 吸入すると有害  
 H351 発がんのおそれの疑い  
 H371 中枢神経系の障害のおそれ  
 H373 長期にわたる又は反復暴露による呼吸器系, 神経系, 血液系, 肝臓の障害のおそれ  
 H402 水生生物に有害

#### 注意書き

##### 【安全対策】

P201 使用前に取扱い説明書を手に入ること。  
 P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 P260 粉塵, 蒸気を吸入しないこと。  
 P264 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 P270 この製品を使用するときに, 飲食又は喫煙しないこと。



- P271 屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。  
 P273 環境への放出を避けること。  
 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を使用すること。  
**【救急処置】**  
 P304+P340 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 P308+P313 暴露または暴露の懸念がある場合: 医師の診断、手当を受けること。  
 P314 気分が悪いときは、医師の診断、手当を受けること。  
**【保管】**  
 P405 施錠して保管すること。  
**【廃棄】**  
 P501 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

その他の危険有害性情報:  
 物理的及び化学的危険性

消防法の指定可燃物(合成樹脂類-非発泡)(3000kg 以上)に該当する。

有害性

粉塵を発生させると粉塵爆発の危険性を有する。  
 粉塵となっている場合は吸入しやすい。

### 3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物		
化学名または一般名	含有量	CAS RN	化審法・安衛法 官報公示整理番号
ABS 系ポリマー (不純物及び安定化添加剤含む)	≥97.0%	非公開	非公開
スチレン (残存モノマーとして)	<2.0%	100-42-5	(3)-4
α-メチルスチレン (残存モノマーとして)	<1.5%	98-83-9	(3)-5

### 4.応急措置

吸入した場合	換気の良い場所に移動する。呼吸困難などの症状が出たときは、直ちに医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	すぐに石鹼水で洗浄する。
眼に入った場合	こすると角膜を傷つける可能性があるため水で洗い流す。コンタクトレンズは容易に取り外せる場合は取り外す。異常があれば眼科医の診断を受ける。
飲み込んだ場合	多量に飲み込んだ場合は吐かせる。少量の時はうがいをする。医師の診断を受ける。

### 5.火災時の措置

消火方法	通常の消火方法。粉塵爆発様の燃焼を避けるため散水での消火が望ましい。
消火剤	水消火可能。一般消火器(炭酸ガス, 泡, ドライケミカル等)可能。
消火を行うときの保護	火災時に強い熱, 黒煙, 二酸化炭素, 一酸化炭素を含むガスが発生するので、状況に応じて適切な保護具を着用する。



6.漏出時の措置

人体に対する注意事項	路面, 床にこぼした場合, 滑りやすく転倒のおそれがある。
環境に対する注意事項	漏出物が河川, 水路などへ流れ込まないように回収する。
回収, 除去方法	少量散水し, 湿らせて掃き集める。 粉塵爆発の可能性があるため, アース設備のある吸引式掃除機, 真空装置で吸い取り清掃する。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い	裸火, 静電気, 衝撃火花等の着火源が生じないように注意する。 粉塵爆発の可能性があるため, 空気輸送時はアース設備設置等の対策を要する。 フレコンバックの下より抜き出す場合は, 急激に排出させない。排出中や終了時にバックや内袋を揺すったり引っ張ったりしない。受器や配管にアースを取り付け, 静電気がたまらないようにする。 人体の帯電除去のため, 除電棒の取り付けや帯電防止性能のある作業服, 静電靴の着用が望ましい。
保管	換気を良くし, 直射日光, 裸火, 熱源, 電源(静電気含む), 湿気を避ける。 高荷重をできるだけ避ける。

8.ばく露防止及び保護措置

許容濃度	定められていないが, 下記勧告を準用するのが妥当と考える。
日本産業衛生学会勧告値(2011年)	総粉塵 8mg/m <sup>3</sup> 時間加重平均値(第3種粉塵, 有機)
ACGIH 勧告値(2010年)	総粉塵 10mg/m <sup>3</sup> 一般粉塵(Particles Not Otherwise Specified)
防止対策	過度の暴露による障害についての報告はない。この物質は急性毒性は示さない。しかし, 加工中に発生するガスに不必要に暴露されないよう十分に換気を行う。
保護具	
呼吸器の保護具	防塵マスク着用が望ましい。
手の保護具	手袋の着用が望ましい。
眼の保護具	防塵めがねの着用が望ましい。
皮膚及び身体の保護衣	通常の作業衣でも良いが, 樹脂の腕への付着を防止するため長袖のものが望ましい。

9.物理的及び化学的性質

外観	白色粉末
臭い	特徴的な臭気
臭いの閾値	データなし
pH	データなし
融点・凝固点	該当しない
沸点, 初留点及び沸騰範囲	該当しない
引火点	該当しない



蒸気圧・蒸気密度	該当しない
比重	1.0~1.2(4°C)
溶解性(水)	不溶
溶解性(その他)	トルエン, ベンゼン等の溶剤に膨潤ないし可溶
n-オクタノール/水分配係数	データなし
発火温度	460~470°C
揮発分	≤3.0%(105°C, 60 分間)

#### 10.安定性及び反応性

安定性・危険有害反応可能性	一般的な貯蔵, 取扱いにおいては安定で反応性はない。
避けるべき条件	長時間の高温接触を避ける。
混触危険物質	強力な酸化剤との接触を避ける。
危険有害な分解生成物	なし(一般的な燃焼生成物のみ)

#### 11.有害性情報

急性毒性	(GHS 分類区分 4)吸入すると有害
皮膚腐食性・刺激性	不快感や発疹を伴う皮膚への刺激性を示す可能性がある。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	データなし
呼吸器感作性・皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	(GHS 分類区分 2)発がんのおそれの疑い
生殖毒性	データなし
特定標的臓器/全身毒性 (単回暴露)	(GHS 分類区分 2)中枢神経系の障害のおそれ
特定標的臓器/全身毒性 (反復暴露)	(GHS 分類区分 2)長期にわたるまたは反復暴露による呼吸器系, 神経系, 血液系, 肝臓の障害のおそれ
吸引性呼吸器有害性	データなし
その他毒性	一般粉塵としての障害(呼吸器, 消化器, 皮膚粘膜)

#### 12.環境影響情報

水生環境有害性(急性)	(GHS 分類区分 3)水生生物に有害
残留性・分解性	文献, 情報なし
生体蓄積性	文献, 情報なし
その他	生物が摂取することを防止するため, 水域, 海洋への投棄は行わない。

#### 13.廃棄上の注意

残余廃棄物	埋め立て, 又はゴミとして焼却する。ただし, 一度に大量の焼却は危険なので少量ずつ行う。 廃棄処分に際し, 関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。
-------	---



汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国連分類, 国連番号	該当しない
国際規制	
海上規制情報	IMO の規定に従う。
航空規制情報	ICAO/IATA の規定に従う。
国内規制	
陸上規制情報	消防法及び道路法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
海洋汚染物質	該当しない
航空規制情報	航空法の規定に従う。
特別の安全対策	空気輸送の場合, 静電スパークを防止するためすべての設備にアースをとること。 梱包が破れないように, 乱暴な取扱いを避ける。 輸送, 又は移動する際には, 粉塵を発生させないこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法	スチレン(通知対象物質) アルファ-メチルスチレン(通知対象物質)
化審法	既存化学物質 スチレン(優先評価化学物質) アルファ-メチルスチレン(優先評価化学物質)
化学物質排出把握管理促進法	スチレン(第1種指定化学物質) アルファ-メチルスチレン(第1種指定化学物質)
消防法	指定可燃物(合成樹脂類-非発泡), 3000kg 以上
毒劇法	該当しない

16. その他の情報

引用文献	1)「許容濃度等の勧告(2011年度)」/産業衛生学雑誌 53 巻 2)「粉塵爆発とその防止対策」/産業安全技術協会 1983 年 11 月
------	---

記載内容は現時点で入手できる資料, 情報データに基づいて作成しており, 以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。

又, 注意事項は通常の実施を前提としたものであって, 特殊な取扱いの場合には, 用途, 用法に適した安全対策を実施の上, ご利用下さい。

以上は情報提供であって保証するものではありません。